

養護教諭養成課程の学外実習に関する研究

—— 第2報 保健所実習の現状分析 ——

愛知教育大学 養護教育教室 松浦 鏖 治
堀内 久美子
天野 敦子
(昭和63年12月26日受理)

1. はじめに

本学の公衆衛生学実習(保健所実習)は、昭和42年に発足した前身の養護教諭養成所時代に始まり、昭和50年に発足した養護教諭養成課程も引き続いて実施してきている。これは、将来養護教諭として学校保健の担い手となった時、地域保健を担当している保健所との連携を強化していくため愛知県衛生部並びに名古屋市衛生局の協力を得て開始されたものである。現在は愛知県下9保健所、名古屋市5保健所の協力の下に行われている。

保健所は、地域の母子保健、成人保健、環境衛生、食品衛生等の推進機関である。養護教諭として活動していく際には、児童生徒の保健問題を解決・改善するため、保健所に集積されている小学校就学以前の小児の健康情報を活用する必要がある。学校の飲料水やプールの水質維持管理や給食の衛生管理などは、保健所の環境衛生・食品衛生業務の一環である。また、伝染病の流行時には、学校と保健所の緊密な連絡が必要となる。さらに、学校保健委員会に保健所の代表が加わることにより、児童生徒の保健問題を地域全体の視野から捉えることができるであろう。

本稿では、学生が保健所実習でどのような事項を学んでいるか、全体として何を得ているかを調査し、その結果を考察することにより、養護教諭養成における保健所実習の意義を明らかにしたい。

2. 養護教諭養成における保健所実習の位置づけ

養護教諭は、「①看護・臨床医学、②健康管理③教育の3分野における能力を有する専門職」であるとされている¹⁾。特に、健康管理の能力にかかわって、地域の健康問題や保健機関・組織の活

動を知ることが必要と思われる。学校は地域の中の教育機関であり、児童生徒は地域住民の一員でもあるからである。

現行の教育職員免許法では、養護専門科目の中で「衛生学(公衆衛生学および看護法を含む)2単位」が必須とされている。これは法令改正により「衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む)4単位以上」となる予定であるが、いずれも保健所実習という名称は明示されていない。しかし、上述のような点から、養護教諭の能力を高めるために必要である。本学では2年次後期に公衆衛生学(演習)を開講し、これと密接な関連をもって3年次前期に保健所実習を履修させるようにしている。

3. 実習の概要

(1) 実習の目的および目標

本学養護教諭養成課程学生の保健所実習では、「学内における講義、実習で学んだ専門的知識、技術に加えて、地域社会との関連の深い保健所の業務に対する認識を深めることによって、学校保健と地域保健との連携について学び、養護教諭の職務の円滑な遂行、とりわけ、児童生徒の健康の保持、増進に役立てる」ことを目的にしている。

実習目標としては、次のようなことをめざしている。

- ①保健所の概要について理解する。
- ②保健所内における公衆衛生活動について理解する。
- ③保健所外における公衆衛生活動について理解する。
- ④所管地域の衛生関係諸施設の実態を把握する。

(2) 実習の時期・期間および日程

3年次の夏期休業中（7月中旬）の1週間を設定している。この実習は学生にとって初めての学外実習である。昭和63年度は、愛知県9か所、名古屋市5か所の14保健所に依頼した。1か所当たりの学生数は3人から5人であった。この実習依頼は1年以上前から開始されており、資料1のような手順で行われた。

資料1

昭和63年度保健所実習の全体日程	
昭和62年3月下旬	愛知県衛生部より昭和63年度保健所実習計画について文書受領。
昭和62年4月下旬	計画保健所と個別協議。 愛知県衛生部へ実習計画を提出（日程、実施保健所、学生数）。
昭和62年5月22日	愛知県衛生部主催の看護学生等の保健所実習打合せ会に担当教官出席。 (1)看護学生等の昭和63年度保健所実習について (2)学校・保健所から提案された議題に基づく意見交換等
昭和62年7月中旬	名古屋市衛生局より昭和63年度保健所実習計画について文書受領。 名古屋市衛生局へ実習計画を提出（日程、学生数）。 愛知県衛生部より受入れ決定通知受領。
昭和63年2月上旬	名古屋市衛生局より受入れ決定通知受領。
昭和63年6月下旬	各保健所へ打合わせと挨拶（実習担当教官）。
昭和63年6月29日、7月6日	学内ガイダンス
昭和63年7月上旬	2保健所 事前オリエンテーション。
昭和63年7月11日（月）～16日（土）	（1保健所は18日～23日） 実習
昭和63年7月中旬	期間末又は次週に終了の挨拶（全担当教官）。
昭和63年9月14日	学内反省会

保健所実習の日程の例を表1-1に、事前研修の例を表1-2に示す。

(3) 指導体制

①専任教官による指導

本課程の教官全員（12名）が、一人当たり1～2カ所の保健所を受持ち、終了時の挨拶および反省会への出席などの連絡指導に当たっている。

②実習記録および評価

学生は毎日実習記録を書き、指導者に提出し朱書指導を受ける。実習終了後学生にレポートと実習記録を提出させ、出席状況等を加味して

表1-1 保健所実習プログラムの例
昭和63年7月18日～7月24日まで

月日	実習内容		主な行事	
	午前	午後	午前	午後
7月18日（月）	フール監視 市内小学校 (衛生課・保健衛生担当)	公衆衛生（中心）（所長） 応務課業務（中心）（次長） 衛生課業務（中心）（衛生課長） 保健予防課業務（中心）（保健予防課長）	フール監視 一般クリニック 老人保健事業	3か所健診 老人保健事業
7月19日（火）	老人保健事業 (保健師)	3歳児健診 (保健師)	消防火訓練 老人保健事業 A班	3歳児健診 老人保健事業 A班
7月20日（水）	表出衛生監視 (衛生課表出衛生担当)	視力検査 保健師業務（中心）（輔佐）	表出衛生監視 福祉相談 老人保健事業 A班	視力検査 老人保健事業 A班
7月21日（木）	社会福祉 福祉課業務（中心） (福祉課衛生担当)		社会福祉 母親教室 A班 老人保健事業 B班	
7月22日（金）	8冠司司 (保健師)	試験院の業務（中心） (衛生課試験院担当)	老人保健事業 A班	案内保健師 研究会 C班 老人保健事業 A班
7月23日（土）	自己研修			
7月24日（日）	反省会			

()は担当

表1-2 保健所実習事前研修

日時：昭和63年7月5日（火） 午前9時から午後5時まで
場所：K保健所 大会議室

対象：栄養士養成施設
A 大学家政学部食物学科 3名
B 大学家政学部家政学科 2名
保健師養成施設
C 大学衛生看護学科 3名
養護教諭養成施設
愛知教育大学養護教育教室 4名 計 12名

日程

時間	内容	講師
9:00～	オリエンテーション	担当者
9:30～	保健所と公衆衛生	所長
10:15～	保健所事業の概要	次長
11:15～	健康づくりと保健所	事業担当主査
	休憩	
13:00～	衛生課業務について	衛生課長
15:00～	保健予防課業務について	保健予防課長
16:30～	その他	担当者

実習委員が評価している。レポート課題は専任教官が提示する。今年度のテーマは「保健所の業務の中で学校保健と密接に関係するものを具体例をあげてまとめる」であった。

さらに、実習委員は9月中旬に保健所実習についての各自の成果および反省を発表させ、事後指導に努めている。

表4 学生が家庭訪問に同行したケース (延べ件数)

	訪問対象の疾患・症状	愛知県	名古屋市
小 児	低体重児(未熟児)	7	
	新生児		1
	3カ月検診の要観察児	1	
	遠視近視	1	
	発達障害(発達問題)	3	
	言語発達遅滞	3	1
	身体障害児		1
成 人	心疾患と脳石灰症	1	
	結核	3	
	糖尿病	1	
	結核と糖尿病	1	
	精神薄弱	1	
	そう病	1	
	精神分裂(精神障害)	2	
	パーキンソン病	5	1
	自閉傾向		1
	慢性関節リュウマチ		3
	潰瘍性大腸炎	2	
	身体障害者	1	
	寝たきり老人(妻)	1	3
脳卒中	2		

(実施保健所: 愛知県 7、名古屋市 2)

注射器に薬液をつめるなどの専門的知識・技術が活かせるものもあるが、「受付で名前をよぶ」「子どもをあやす」「荷物を持って付き添う」「会場づくり」なども多くあげられていた。3年次夏では学生の専門的知識・技術の修得は不十分な段階であり、保健所を内側から見る機会を最大限に利用するといった意味でも、あらゆる活動を労をいとわず行うよう指導しなければならないように思われる。

学生が参加した活動の中で特色のあるものの一つに、精神障害者社会復帰事業がある。社会復帰グループの活動日に全日参加し、午前は2時間ボウリング、午後は保健所内でトランプ、マージャン、卓球などを行い、その後に設けられたカンファレンスにも加わった。学生はあるメンバーの感情の起伏が激しいことに驚きショックを受けた反面、精神障害者社会復帰事業がいかに大切であるかを痛感したという。このように実際に障害者に接することにより、偏見を取り除き障害についての理解を深めることができるであろう。

③自由記述にみる学生の意見

実習により得られたこととして最も多く記述していることは、「学校保健と地域保健とは深い関

わりがあることを認識できた」、「学校保健と関わらせた内容が多く、有意義だった」、「学校が地域でどのように考えられているのか、地域での健康の取組み、保健所と養護教諭の連携の必要性など、学んだものが多い」、「所内各課とも学校に関係のありそうな事柄に重点がおかれていた」など、当然のことながら学校保健と関係したことであった。昭和60年に行った養護教諭と地域保健との連携の実態調査をみると、学生時代に保健所実習を経験した養護教諭の方が経験しなかった養護教諭よりも個別的な保健管理・指導について地域保健医療機関との連絡を多くとっているという結果が得られ、保健所実習の有効性が示唆されている³⁾。

次いで、「保健所の業務をまとめてみせてもらった」、「どのような仕事をしているのかが分かった」、「保健所の活動がよく分かった」と保健所業務についてであった。一般住民として保健所に関わる機会が殆どない学生にとっては、保健所業務を知ることはやはり意味のあることと思われる。

さらに、「保健婦の仕事は、養護教諭と似ている面が多々ある」、「保健婦業務と養護教諭の職務の中では根本が通じるところが多い」、「養護教諭と保健婦では対象となる人が異なるだけで、やっていることは同じ」、「保健婦、看護婦は大変自信を持って勤務しており、すごいと思った」と直接指導してもらった保健婦に関することも多く記述されていた。

具体的内容としては、「初めて子どもと接し、身体測定をして、子どもの実態や行動を知った」、「来所する色々な人と出会い、接することができた」「子どもから老人まで、健康な人とそうでない人の悩みや生活状況などを聞いた」と人との対応があげられていた。また、「乳児健診の全部を見学でき、その流れを見れてよかった」、「集団検診の進め方、準備の仕方、誘導の仕方などを見ることができ、とても参考になった」、「水質検査、BCGなどの準備、やり方、後かたづけについて、細かい注意点の意味がよく理解できた」と、養護教諭の活動に直接役立つものを修得していることがわかった。

家庭訪問に関しては、「問題のあるケースには

家庭訪問する」, 「小, 中学生の家にも行きたかった」, 「訪問に参加したかった」と, 僅かしか記述されていなかった。

保健所実習を実施しているK短大養護コース卒業生の意向調査では, 養護教諭として特に役立っている内容は「保健所の業務内容を理解したこと, 保健婦に同行した家庭訪問, 援助を必要とする人々との対応の仕方」だと報告されている⁴⁾

本学の学生の場合も, 地域保健と学校保健との関連や業務内容を学んでいることは評価できる。しかし, 家庭訪問を実施に経験している割には表面的な受けとめ方であるので, 今後の指導が必要である。

4. 今後の課題

保健所実習は, 学生にとって初めての学外実習であり, 緊張感が強く, 目的が不明確なまま実習に入る傾向がある。大本ら⁵⁾は, 看護学生の保健所実習(4日間)について, 学生の動機づけと意欲に問題があることを指摘し, 改善のための試みを報告している。養護教諭養成にとっても示唆に富む内容である。

本課程の保健所実習の改善のためには, 次のようなことを配慮する必要がある。

①事前指導を強化して学生の目的意識を明確にさせる。

②実習の展開について, 保健所と大学との相互理解を促進するため, 打ち合わせを綿密に行う。

③県と政令市では組織や業務内容が異なっているので, その点についても学生への事前指導で具体的に知らせる。

〔参考文献〕

- 1) 森田穰(国立養護教諭養成所協会): 養護教諭の職務内容について, 健康教室Vol. 24, No. 12, p. 92~93, 1973.
- 2) 厚生統計協会編: 国民衛生の動向・厚生の特徴臨時増刊・Vol. 35, No. 9, p. 157~158, 1988
- 3) 堀内久美子: 養護教諭の活動の実態からみた地域保健との関連, 第32回日本学校保健学会講演集, p. 54~55, 岡山, 1985
- 4) 千代田絹枝: 保健所実習, 飯田澄美子他編,

養護活動の基礎, 第9章, 家政教育社, p.249~255, 1988

- 5) 大本ゆみ子他: 看護教育活動の見直し 慶応義塾大学医学部付属厚生女子学院における保健所実習を素材として, 看護教育, Vol. 23, No. 7, p. 430~444, 1982